

「ITビジネス創出支援事業」実施業務 企画提案説明書（仕様書）

1 業務名

「ITビジネス創出支援事業」実施業務

2 業務委託期間

契約締結の日から令和2年(2020年)3月6日まで

3 事業目的

市内IT産業の安定化と持続可能な成長を促進するため、IT技術を活用しイノベーティブな事業創出や新たな市場創出を行うことができる市内IT企業の育成と支援を行うことを目的とする。

4 業務概要

本企画提案では、デザインシンキング、ビジネスモデルキャンバス等の手法を活用したプロジェクト創出手法や、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）の「IT融合人材に関する育成フレーム」などを活用し、市内IT企業が、実際の新事業構築とその実践を通して、継続的に事業創造ができる組織や人材を育成することを目的に事業を実施することとする。

本公募は、本事業を運営する事業者（以下「支援事業者」という。）を公募するものであり、下記の条件により提案を求めるものである。

なお、本支援事業により優秀なビジネスモデルとして採択された事業を実施する市内IT企業に対しては、別途当財団が定める範囲内で、事業経費の一部をITビジネス創出支援事業費補助金（以下、「補助金」という。）として交付するものである。

5 業務内容

本業務における支援事業者に求める業務は以下のとおりとする。なお、業務実施にあたっては「札幌市IoTイノベーション推進コンソーシアム」との連携を行うものとし、また具体的な実施方針については、随時当財団と協議のうえ決定するものとする。

(1) 事務局業務

事業実施における事務局機能を担うものとし、下記業務を行う。

(2) 実践セミナー 企画・運營業務

市内中小IT企業を対象にした、デザインシンキング、ビジネスモデルキャン

ンバス等の手法を活用したプロジェクト創出手法や、IPAの「IT融合人材に関する育成フレーム」などを活用し、ビジネスモデル仮説の立案、実際に新たなビジネスモデルの創出やチャレンジを促すようなセミナーを企画、運営する。

また、本セミナーは下記(3)において述べる補助金の応募者の掘り起こしにつながる要素を含めるものとする。講演者や運営回数、開催イメージについては、別紙1の提案例を参照のこと。

(3) 補助金の採択事業者を決定する審査会の参加（審査の実施）

別途当財団が設定する補助金においては、市内中小IT企業から応募があった事業の中から、補助対象事業（優秀なビジネスモデル）を採択するための審査会（ITビジネス創出支援事業審査会）に審査員として参加することとする。

(4) マッチングコーディネート・ハンズオン支援業務

前項で採択された補助対象事業者（優秀なビジネスモデルのプロジェクトを実施する事業者）に対して、事業計画のブラッシュアップや計画に応じた具体的助言などを行う企業や専門家等（以下、「ハンズオン支援者」という。）とのマッチング、及びハンズオン支援のほか、IPAが定める人材育成スキームにおけるスキル評価などを行いながら、本事業に関して生じる事務手続きのサポート業務を行う。

ア ハンズオン支援者とのマッチング

前項において採択された事業に対して、適切なハンズオン支援を行うことのできる者を選定し、マッチングする。

イ ハンズオン支援の実施

前項において決定されたハンズオン支援者を中心に、補助対象事業者のビジネスモデル構築とその実施を支援する。

ウ 人材の育成評価

IPAが定める人材の育成評価基準をベースとしながら、人材の育成状況について、記録・評価を行う。

※なお、ハンズオン支援期間は本委託期間中とする。

※事業実施にあたり、補助対象事業者に対しては、別途当財団が定める範囲内で、事業経費の一部を補助金として交付する。事務局は、本補助金交付申請にかかる事務手続きに関して、ビジネスモデル実施事業者のサポートを行うものとする。

(5) 事業推進に関する報告、ビジネスモデルの波及にかかる取組の実施

事業支援者は、補助対象事業者から定期的な報告を受け、プロジェクトの進捗状況を確認する（補助対象事業者にとって、ビジネスモデルの構築及び事業遂行上、大いに参考となる話題や事例がある場合には、対象となる補助対象事

業者を一同に集めた上での情報共有や、ディスカッションを行った上での進捗状況の確認などの場を設けることも可とする)。また、補助対象事業の実現を通じて、ビジネス創出に向けた課題及びその解決方法などが IT 産業のみならず市内産業全体にとって有益であるというコンセプトのもとにテーマを設定し、補助対象事業者による事業実施報告を含めたセミナーを企画・実施する。

6 企画提案内容

(1) セミナーの企画

セミナーの具体的プログラム (ex,基調講演者、及び必要な事項等) を提案すること。

※セミナーの概要、及び提案例としては、別紙資料を参照すること。

(2) 実施スケジュール

具体的な全体スケジュールを提案すること。

(3) ハンズオン支援の予定

ハンズオン支援者として想定する具体的な企業や専門家等の名称を挙げ、マッチングの方法及び支援方法、回数等を含め、詳細且つ具体的に提案すること。

なお、提案に当たっては IPA が実施する「IT 融合人材に関する育成フレーム」を参考にしながら、必要な体制、提案にすること。

併せて、人材育成の評価に用いる基準についても提案すること。

また、当該ハンズオン支援者の同種の支援実績、従事予定者の実績を記載することとし、協力体制の状況についても明示すること。

(4) 補助対象事業の推進及び波及に関する取組の具体的内容

補助対象事業を効果的に推進していくための運営のあり方、及び補助対象事業をビジネスモデルとして当該分野に波及させていくための取組について、詳細且つ具体的に提案すること。

(5) 札幌市 IoT イノベーション推進コンソーシアムとの連携手法

本事業の実施にあたっての札幌市 IoT イノベーション推進コンソーシアムとの連携手法について提案すること。

(6) その他、独自提案

本事業の目的に資する企画について、独自提案があれば提示すること。

7 事業実施における留意事項

(1) 秘密保持

支援事業者は、本業務で知り得た企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。また、補助対象事業者に対しても同様に秘密保持の義務が課せられるとともに、支援事業者は事業実施主体として、その責務を負うものとする。

8 実施報告書の作成業務

提出期限：令和2年（2020年）3月6日（金）

9 履行期間

契約締結の日から令和2年（2020年）3月6日（金）まで

10 事業規模（契約限度額）

7,711,200円（消費税8%相当額を含む）

なお、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）等の税法改正によって、消費税等の税率に変動が生じた場合、契約金額は消費税等の額を変動後の税率により計算した額に変更する。

11 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出後の企画書の訂正、追加及び再提出は認めない。また、提出された企画書は返却しない。なお、提出された企画書は、当方において提出者に無断で使用しない。